## 【表紙】

 【提出書類】
 有価証券報告書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2025年10月20日提出

【計算期間】 第19期(自 2025年1月22日至 2025年7月22日)

【ファンド名】 世界分散投資戦略ファンド

【発行者名】野村アセットマネジメント株式会社【代表者の役職氏名】CEO兼代表取締役社長 小池 広靖【本店の所在の場所】東京都江東区豊洲二丁目2番1号

【事務連絡者氏名】 松井 秀仁

【連絡場所】 東京都江東区豊洲二丁目2番1号

【電話番号】 03-6387-5000

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

#### 第一部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

#### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

内外  $^1$ の短期有価証券および上場投資信託証券等の現物有価証券  $^2$ を実質的な主要投資対象  $^3$ とし、世界各国  $^1$ の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および為替予約取引等を実質的な主要取引対象  $^3$ とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

- 1 新興国を含みます。
- 2 当面は、内外の株式、債券、不動産投資信託証券 (REIT)、商品等を対象とする上場投資信託証券 (ETF) および内外の公社債に投資を行ないます。
- 3 ファンドは、「野村ワールド・バランス・ストラテジー マザーファンド」を親投資信託(「マザーファンド」といいます。)とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資(取引)対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資(取引)対象という意味です。

#### 信託金の限度額

受益権の信託金限度額は、5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更する ことができます。

#### <商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

#### (世界分散投資戦略ファンド)

#### 《商品分類表》

単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株 式 債 券	インデックス型
	海外	不動産投信	
追加型	内外	その他資産 ( )	特殊型 (絶対収益追求型)
		資産複合	

#### 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
	<i>(/</i> \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	1/2 2/13 /21 C 1/70	JA 25/12/05	/ / I Y / /	19////

					<b>有価証券報告書(内国</b> 技	<b>殳資信託受益証券</b> )
株式	年1回	グローバル				
一般	ÆOFI	(日本を含む)			ᅾᄔᅠᅕᄁᅖ	
大型株 中小型株	年2回	日本			ブル・ベア型	
十小主小	年4回	uΨ				
債券		北米	ファミリーファンド	あり		
一般	年6回			(適時ヘッジ)	条件付運用型	
公債	(隔月)	欧州				
社債	年10回	マジア				
その他債券 クレジット属性	年12回 (毎月)	アジア				
	( 44 / 3 )	オセアニア			絶対収益	
,	日々				追求型	
不動産投信		中南米		なし		
スのル次立	その他	フラリナ	ファンド・オブ・ファンズ			
その他資産 (投資信託証券	( )	アフリカ			その他	
(資産複合(株式、		中近東				
債券、不動産		(中東)			,	
投信、商品、						
デリバティブ、		エマージング				
為替予約取引) 資産配分変更型))						
貝性能刀 友史空 / /						
資産複合						
( )						
資産配分固定型						
資産配分変更型						

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 https://www.toushin.or.jp/

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

#### <商品分類表定義>

#### [単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

#### [投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 「投資対象資産による区分 ]

(1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載

があるものをいう。

- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 「独立した区分1

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...MRF及びMMFの運営に関する規則(以下「MRF等規則」という。)に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託がいて租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

#### [補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組み あるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運 用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合 には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### <属性区分表定義>

#### 「投資対象資産による属性区分 ]

#### 株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

#### 債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

#### [決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

#### [投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 「投資形態による属性区分 ]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### [ 為替ヘッジによる属性区分 ]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### 「インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分1

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

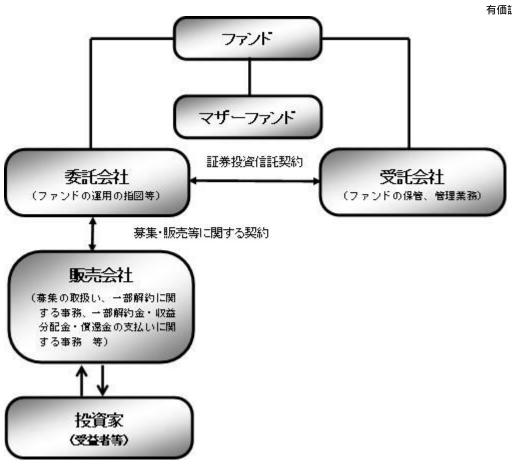
#### 「特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

#### (2)【ファンドの沿革】

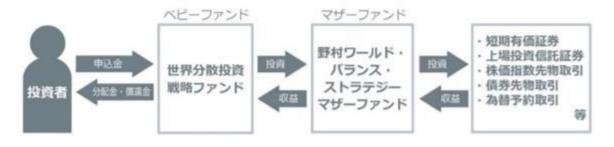
2016年5月13日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

## (3)【ファンドの仕組み】



ファンド	世界分散投資戦略ファンド
マザーファンド	
(親投資信託)	野村ワールド・バランス・ストラテジー マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

## ●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



#### 委託会社の概況(2025年9月末現在)

- ・名称 野村アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額 17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

#### 2【投資方針】

#### (1)【投資方針】

運用にあたっては、世界の様々な指標の動きを計量的なアプローチを用いて分析し、定性的な判断を加え、リターンを追求するポートフォリオ <sup>1</sup>を構築することを基本とします。ポートフォリオの構築にあたっては、リスク水準 <sup>2</sup>にも配慮します。なお、ポートフォリオについては適宜見直しを行ないます。

- 1 各資産への配分比率については、定量分析・定性判断をもとに中長期的な観点から決定し、投資方針および 投資制限の範囲内で変化させます。
- 2 リスク水準とは、対象資産における推定される価格変動の大きさのことです。

上場投資信託証券その他現物有価証券に投資を行なうとともに、株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および為替予約取引等を活用します。現物有価証券への投資ならびに有価証券先物取引等および為替予約取引等の活用にあたっては、世界各国の株式・債券・不動産投資信託証券(REIT)・商品・通貨等を対象とし、複数のロング・ポジションとショート・ポジションを組み合わせます。

現物有価証券(内外の短期有価証券を除きます。)への投資および有価証券先物取引等の買い建てによるロング・ポジションの合計と有価証券先物取引等の売り建てによるショート・ポジションの合計との差額(ネット・ポジション)は、原則として信託財産の純資産総額の0%~100%の範囲内とします。

為替予約取引等の使用については、外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的(ヘッジ目的。代替 ヘッジを含みます。)のほか、効率的に収益を追求する目的(ヘッジ目的外)で活用します。

為替予約取引等のヘッジ目的外での使用については、買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額はマザーファンドの信託財産の純資産総額の100%以内とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (2)【投資対象】

「野村ワールド・バランス・ストラテジー マザーファンド」受益証券への投資を通じて、内外の短期 有価証券および上場投資信託証券等の現物有価証券を実質的な主要投資対象とし、世界各国の株価指数先 物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および為替予約取引等を実質的な主要取引対象とします。

なお、内外の短期有価証券および上場投資信託証券等の現物有価証券に直接投資する場合があります。

#### 投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ.有価証券
  - ロ.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限 、 、 及び 」に定めるものに限ります。)に係る権利
  - 八.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
  - 二. 金銭債権(イ及び八に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### 有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を 受託者として締結された親投資信託である野村ワールド・バランス・ストラテジー マザーファンド (以下「マザーファンド」といいます。)受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)
- 6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいい ます。)
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第 2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券および新株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14.投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい

います。)

- 17. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 18. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 20.外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券ならびに第17号の証券または証書のうち第13号および第14号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(上記 に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### その他の投資対象

- 1. 先物取引等
- 2. スワップ取引
- 3. 金利先渡取引

「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」という。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」という。)までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」という。)の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

#### 4. 為替先渡取引

「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。)を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらか

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

じめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

#### 5. 直物為替先渡取引

「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

2025年10月20日現在、ファンドが純資産総額の10%を超えて実質的に投資する可能性があると判断している上場投資信託証券(ETF)の銘柄の内容は、次の通りです。

なお、時価総額の変動、または今後のファンドにおける投資判断等によっては、次に掲げる銘柄が変更となる場合があります。

ファンドが実質的に投資するETFの銘柄は、金融商品取引所(これに準ずるものを含みます。)に上場しているものとしています。詳しい内容は、当該ETFの開示資料等をご参照ください。

投資対象ファンドの 名称	i Shares TIPS Bond ETF
運用の基本方針・ 主要な投資対象	当ETFは、米国物価連動国債を対象とした指数であるICE U.S. Treasury Inflation Linked Bond Index(以下、「当インデックス」といいます。)に採 用されている債券を主要投資対象とし、当インデックスに連動する投資成果 を目指します。 当ETFは米国NYSEアーカ取引所に上場しています。
資産運用会社の名称	BlackRock Fund Advisors

#### (参考)マザーファンドの概要

(野村ワールド・バランス・ストラテジー マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1.基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

内外の短期有価証券および上場投資信託証券等の現物有価証券を主要投資対象とし、世界各国の株価 指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および為替予約取引等を主要取引対象としま す。

#### (2) 投資態度

運用にあたっては、世界の様々な指標の動きを計量的なアプローチを用いて分析し、定性的な判断を加え、リターンを追求するポートフォリオを構築することを基本とします。ポートフォリオの構築にあたっては、リスク水準にも配慮します。なお、ポートフォリオについては適宜見直しを行

ないます。

上場投資信託証券その他現物有価証券に投資を行なうとともに、株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および為替予約取引等を活用します。現物有価証券への投資ならびに有価証券先物取引等および為替予約取引等の活用にあたっては、世界各国の株式・債券・不動産投資信託証券(REIT)・商品・通貨等を対象とし、複数のロング・ポジションとショート・ポジションを組み合わせます。

現物有価証券(内外の短期有価証券を除きます。)への投資および有価証券先物取引等の買い建てによるロング・ポジションの合計と有価証券先物取引等の売り建てによるショート・ポジションの合計との差額(ネット・ポジション)は、原則として信託財産の純資産総額の0%~100%の範囲内とします。

為替予約取引等の使用については、外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的(ヘッジ目的。 代替ヘッジを含みます。)のほか、効率的に収益を追求する目的(ヘッジ目的外)で活用します。 なお、為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額は信託財産の純資産総額の100%以内とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5% 以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

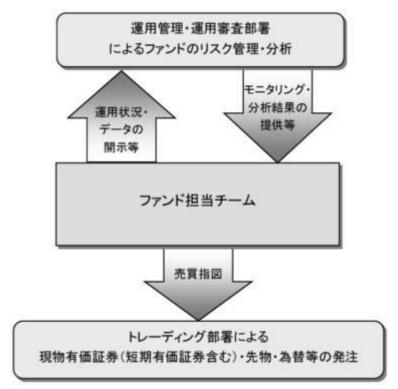
外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### (3)【運用体制】

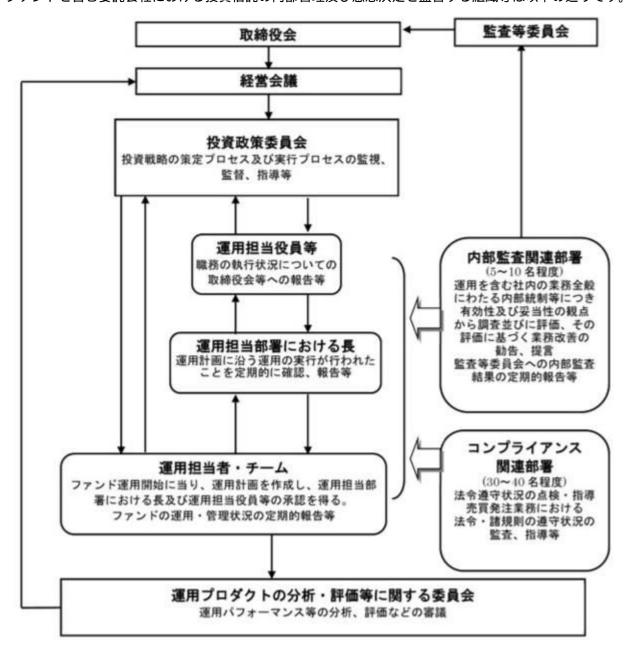
ファンドの運用体制は以下の通りです。



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、 投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務 付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス 体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等

の全額とします。

収益分配金額は、上記 の範囲内で、利子・配当等収益等の水準および基準価額水準等を勘案して 季託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

\*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

#### ファンドの決算日

原則として毎年1月および7月の各21日 (休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

#### (5)【投資制限】

運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限 (信託約款)

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産 総額の10%以内とします。
- ・投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額 を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利 用は行ないません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### 投資する株式等の範囲(信託約款)

- ( )委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ( )上記( )の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### 信用取引の指図範囲(信託約款)

( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図

をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻し により行なうことの指図をすることができるものとします。

- ( )上記( )の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  - 2. 株式分割により取得する株券
  - 3. 有償増資により取得する株券
  - 4.売り出しにより取得する株券
  - 5.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債 の 新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が 当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し 得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および 第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または 信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除 きます。)の行使により取得可能な株券

#### 先物取引等の運用指図(信託約款)

- ( )委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条 第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品 取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引 所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権 取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- ()委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ( )委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに 外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができ ます。

#### スワップ取引の運用指図(信託約款)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り 金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ 取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額 等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ( )委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担 保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各

号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ( )上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ( )委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### 公社債の借入れ(信託約款)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供 の指図を行なうものとします。
- ( )上記( )の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ( )信託財産の一部解約等の事由により、上記( )の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の 純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れ た公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ()上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ( )金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会 社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとしま す。
- ( )委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 直物為替先渡取引の運用指図(信託約款)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ( ) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ( )委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたとき

は、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 資金の借入れ(信託約款)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日か ら信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開 始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合 の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証 券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日におけ る信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- ( )委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- ( )当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

#### 3【投資リスク】

### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの<u>運用に</u>よる損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、<u>投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落</u> により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### [株価変動リスク]

ファンドは、実質的に株式に投資を行ない、また実質的に株価指数先物取引を活用しますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

## [債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは、実質的に債券に 投資を行ない、また実質的に債券先物取引を活用しますので、債券価格変動の影響を受けます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

#### [REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動しま

す。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

### [商品(コモディティ)市況変動リスク]

ファンドは実質的に商品に対するエクスポージャーを持ちますので、商品(コモディティ)市況変動の 影響を受けます。

#### [為替変動リスク]

ファンドは、為替変動リスクの低減を図る目的(ヘッジ目的)のほか、効率的に収益を追求する目的(ヘッジ目的外)で為替予約取引等を実質的に活用しますので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

#### [代替手法に関するリスク]

ファンドは、世界各国の株式・債券・REIT・商品・通貨等への実質的な投資によるロング・ポジション、あるいは有価証券先物取引等および為替予約取引等の売り建てによるショート・ポジションを構築することにより、実質的な投資対象市場の方向性によらず収益の獲得を目指しますので、実質的な投資対象市場が上昇した場合でも、収益が得られない場合や損失が発生する場合があります。また、レバレッジを利用して先物取引等を行なうことが可能なため、実質的な投資対象市場における値動きが、それ以上の損失をもたらす場合があります。

#### [取引先リスク]

ファンドは、実質的にデリバティブ取引等を利用しますので、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが 緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制 約を大きく受ける可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。

REITに関する法律(税制度、会計制度等)、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部 または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産は その相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった 場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準 価額と比べて下落することになります。

#### 委託会社におけるリスクマネジメント体制

#### リスク管理関連の委員会

#### パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、 審議を行ないます。

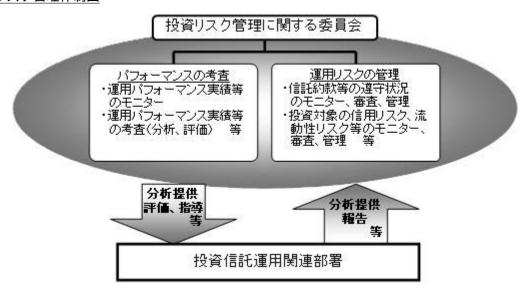
#### 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是 正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

#### 流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを 実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流 動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

#### リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

# ■ リスクの定量的比較 (2020年9月末~2025年8月末:月次)

#### ファンドの年間順落率および分配金再投資基準価額の推移 ファンドと代表的な資産クラスとの脱落事の比較 ■ 当ファンドの年間機関車(右軸) ── 分配当再投資基準価額(左軸) **職務大領(出ファンド) 非義大領 ※ 禁小様(出ファンド) ※ 暴小額 ◇ 平均領** (%) 100 100 25,000 20,000 80 80 15,000 60 60 10,000 40 40 20 5.000 20 ٥ 0 etell here 0 allb. 0 Ø. 0 dillillillibo., - 20 -20 -40-40 - 60 +60 2020年9月 2021年8月 2022年8月 2023年8月 2024年8月 2025年8月 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進間債 新興国債 857F36

	当かど	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大值(96)	17.4	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
磁小值 (%)	△ 22.1	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	△ 0.7	15.3	22.9	13.5	△ 2.2	4.8	7.4

- \*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算したものです。2020年9月末を10,000として指数 化しております。
- \*年間順落事は、2020年9月から2025年8月の5年間の各月末にお ける1年間の騰落率を表示したものです。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \*2020年9月から2025年8月の5年間の各月末における1年間の機 落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- +決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の機落率です。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

- <代表的な資産クラスの指数> ○日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- ○先進国株: MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ペース) ○新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)
- 〇日本国債: NOMURA-BPI回債
- ○先進国債:FTSE世界国債インデックス(輝く日本、ヘッジなし・円ペース) ○新筒国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)

#### ■代表的な資産クラスの指数の著作権等について

- ○東証殊価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証保価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。) の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X 」といいます。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の分表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に係る標準又は務果に関するすべての権利は J P X が存します。 J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の指数値の算出又は公表の訓練、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本語品は、 J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本語品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。

- てもJPXは責任を負いません。
  OMSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ペース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ペース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を負しています。
  ONOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルディング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルディング株式会社は、関村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルディング株式会社は、MOMURA-BPI国債の正確性、完全性、保養性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動。サービスに関レー切責任を負いません。
  OFTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ペース)・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ペース) は、FTSE Fixed Income LICにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の財産制度であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LICが有しています。
- LLCの知的財産であり、担意に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

  OJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)」(ここでは「担赦」とよびます)についてここに 提供された情報は、担数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の商品や協力であった。また、投資機関や役金における会計アドバイ なれるコンプアメーション、頭いは耐酸に関連する何らかの側部の別種植や傾向を決めるものでもありません。また、投資順略や検索における芸計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、IPMのrgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、IPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は適切なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、IPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてボジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または資主になっている可能性もあります。
  米国のJ.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー」)は、指数に関する延寿、金融商品または取引(ここでは「プログクト」と呼びます)についての機能、保護または販売保護を行いません。また要素は企業を発売しません。また。また。また。それまたる表表を表現におけると思想にあると思想にありません。ここでは「プログクトーの投資の推覧について、

ロックト)と呼びます。たらいての通知、保護または原光を重要されていません。維持成とは実施的的主義、成とは特にプロタクトへの投資の住業に、たけた。 また金融市場における投資機会を指数に連動させる成いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または発証、成とは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付益する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。 JPMSLLCはNASD、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank、NA、JPSI、J.P. Morgan Securities PLC. またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総会研究所, FTSE Fixed Income LLC 他)

#### 4【手数料等及び税金】

#### (1)【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に2.2%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当す

る率)(税抜2.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

### (2)【換金(解約)手数料】

ありません。

#### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年2.035%(税抜年1.85%)の率(「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率の配分については次の通り(税抜)とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年0.90%	年0.90%	年0.05%

<sup>\*</sup>ファンドが実質的な投資対象とする上場投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、その 費用は表示しておりません。

#### 支払先の役務の内容

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに	購入後の情報提供、運用	ファンドの財産の保管・
伴う調査、受託会社への	報告書等各種書類の送	管理、委託会社からの指
指図、法定書面等の作	付、口座内でのファンド	図の実行等
成、基準価額の算出等	の管理および事務手続き	
	等	

#### (4)【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、 当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等 に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファ ンドから支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、 信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

\* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

#### (5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

<換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税>

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

#### 損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに 限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 <sup>(注2)</sup>	《配当所得》
	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株 式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益 分配金

- (注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。
- (注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

#### 法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金(解約)時および償還時の課税について

#### [個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡 益として課税対象となります。

#### 「法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。 なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

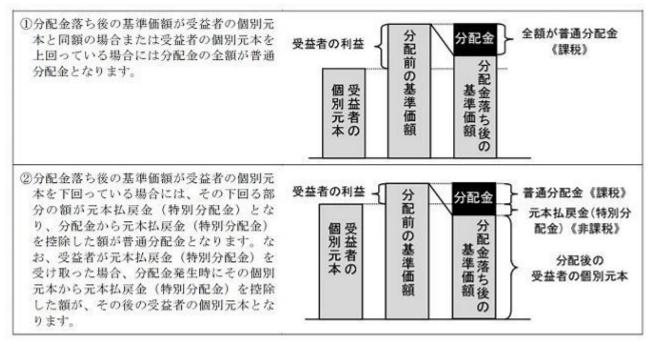
#### 個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

#### 分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

- \* 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- \*上記は2025年8月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

## (参考情報) ファンドの総経費率

(単位:%)

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	2.05	2.03	0.02

(2025年1月22日~2025年7月22日)

- \*総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料 及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均 基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。
- \* 交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- \*各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- \*各比率は、年率換算した値です。
- \*マザーファンドが支払った費用を含みます。
- \*その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に 要するその他の諸費用等が含まれます。
- \*上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- \*最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

#### 5【運用状況】

以下は2025年8月29日現在の運用状況であります。 また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (1)【投資状況】

#### 世界分散投資戦略ファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	4,402,000,911	99.80
現金・預金・その他資産(負債控除後)		8,711,162	0.19
合計 (純資産総額)		4,410,712,073	100.00

#### (参考)野村ワールド・バランス・ストラテジー マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	55,987,400	1.26
	アメリカ	726,351,768	16.45
	メキシコ	179,546,261	4.06
	フランス	167,204,684	3.78
	スペイン	583,153,214	13.21
	イギリス	272,486,667	6.17
	ノルウェー	124,959,448	2.83
	ポーランド	210,423,699	4.76
	小計	2,320,113,141	52.57
投資信託受益証券	日本	10,574,850	0.23
	アメリカ	538,374,382	12.19
	アイルランド	2,063,641	0.04
	小計	551,012,873	12.48
現金・預金・その他資産(負債控除後)		1,542,035,932	34.94
合計 (純資産総額)		4,413,161,946	100.00

### その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

次立へ毛粘		I □ / +W+±t	1 唯体人士(四)	
資産の種類	洋別	当/地球	1 時11111吉計(片)	投資比率(%)
元 (エ V ) 王 /六	~-'//	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	"JIM [   1]	

				有価証券報告書(内国投資信託
株価指数先物取引	買建	日本	189,520,000	4.29
	買建	アメリカ	1,172,013,160	26.55
	買建	ドイツ	106,163,934	2.40
	買建	イタリア	36,444,233	0.82
	買建	スペイン	25,883,567	0.58
	買建	イギリス	55,045,654	1.24
	買建	スイス	44,705,687	1.01
	買建	オーストラリア	21,494,721	0.48
	買建	香港	122,261,870	2.77
	買建	シンガポール	25,282,497	0.57
	買建	オランダ	62,026,186	1.40
	買建	フランス	26,658,440	0.60
	売建	アメリカ	52,776,234	1.19
	売建	シンガポール	65,069,398	1.47
	買建	アメリカ	297,760,927	6.74
	買建	カナダ	410,675,865	9.30
	買建	ドイツ	248,089,654	5.62
	買建	オーストラリア	109,045,277	2.47
	売建	アメリカ	122,535,869	2.77
	売建	ドイツ	1,204,613,614	27.29
	売建	イギリス	36,010,396	0.81
	売建	オーストラリア	61,824,265	1.40

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## 世界分散投資戦略ファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 ( 円 )	簿価 金額 ( 円 )	評価 単価 ( 円 )	評価 金額 ( 円 )	投資 比率 (%)
1			野村ワールド・バランス・ストラ テジー マザーファンド	2,850,667,602	1.5128	4,312,529,219	1.5442	4,402,000,911	99.80

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

## (参考)野村ワールド・バランス・ストラテジー マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 ( 円 )	簿価 金額 (円)	評価 単価 ( 円 )	評価 金額 ( 円 )	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ		TSY INFL IX N/B I/L	4,100,000	13,175.78	639,633,813	13,786.77	679,982,247	0.125	2031/7/15	15.40
2	スペイン		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,850,000	15,079.07	580,544,263	15,146.83	583,153,214	1.85	2035/7/30	13.21
3	ポーラン ド		POLAND GOVERNMENT BOND	5,000,000	4,088.72	204,436,449	4,208.47	210,423,699	6	2033/10/25	4.76
4	メキシコ		MEX BONOS DESARR FIX RT	24,500,000	687.04	168,326,069	732.84	179,546,261	7.5	2033/5/26	4.06
5	フランス		FRANCE (GOVT OF)	1,250,000	13,782.75	172,284,483	13,376.37	167,204,684	1.75	2039/6/25	3.78

イン・・・・・・ 有価<u>証券報告書(内国投資信託</u>受益証券)

								有価証	券報告書	(内国投	<u> </u>
6	イギリス	国債証券	UK TREASURY	800,000	20,500.13	164,001,119	20,502.92	164,023,387	4.75		
7	ノル ウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT	9,500,000	1,293.59	122,891,202	1,315.36	124,959,448	2.125	2032/5/18	2.83
8	アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD INFORMATION TECHNOLOGY ETF	1,100	91,056.60	100,162,269	104,000.26	114,400,286			2.59
9	アメリカ	投資信託 受益証券	VANECK GOLD MINERS ETF	10,000	7,119.74	71,197,432	9,010.60	90,106,036			2.04
10	アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD UTILITIES ETF	3,200	25,302.56	80,968,200	26,962.75	86,280,827			1.95
11	イギリス	国債証券	UNITED KINGDOM GILT	400,000	17,368.10	69,472,439	16,454.60	65,818,408	4.375	2054/7/31	1.49
12	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年)第1 81回	70,000,000	85.26	59,682,000	79.98	55,987,400	0.9	2042/6/20	1.26
13	アメリカ	国債証券	TSY INFL IX N/B	300,000	14,910.91	45,021,277	15,128.96	46,369,521	2.125	2035/1/15	1.05
14	アメリカ	投資信託 受益証券	SPDR S&P METALS & MINING ETF	3,700	9,150.17	33,855,657	11,988.67	44,358,086			1.00
15	アメリカ	投資信託 受益証券	iシェアーズ ゴールド・トラ スト	4,550	8,423.06	38,324,934	9,474.87	43,110,662			0.97
16	イギリス	国債証券	UK TREASURY	300,000	14,142.97	42,428,917	14,214.95	42,644,872	1.75	2037/9/7	0.96
17	アメリカ	投資信託 受益証券	VANECK J.P. MORGAN EM LOCAL CURRENCY	10,650	3,668.30	39,067,497	3,727.36	39,696,388			0.89
18	アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD HEALTH CARE ETF	1,000	37,045.32	37,045,320	37,253.03	37,253,035			0.84
19	アメリカ	投資信託 受益証券	SPDR S&P HOMEBUILDERS ETF	2,000	16,627.13	33,254,269	16,807.64	33,615,296			0.76
20	アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD COMMUNICATION SERVICE ETF	800	21,819.08	17,455,271	26,502.89	21,202,319			0.48
21	アメリカ	投資信託 受益証券	WISDOMTREE WTI CRUDE OIL	10,000	1,382.91	13,829,145	1,404.99	14,049,960			0.31
22	アメリカ	投資信託 受益証券	VANECK AGRIBUSINESS ETF	1,100	10,852.46	11,937,706	11,049.85	12,154,839			0.27
23	日本	投資信託 受益証券	NEXT FUNDS 東証 REIT指数連動型 上場投信	5,100	1,891	9,649,149	2,073.5	10,574,850			0.23
24	アイルラ ンド	投資信託 受益証券	ISHARES CORE EURO CORP BOND	100	20,431.50	2,043,150	20,636.41	2,063,641			0.04
25	アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES MBS ETF	100	13,456.40	1,345,640	13,861.90	1,386,190			0.03
26	アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES BROAD USD INVESTMENT ETF	100	7,385.67	738,567	7,604.58	760,458			0.01
27	アメリカ	投資信託 受益証券	VANECK RUSSIA ETF	6,100	0.00	0	0.00	0			0.00

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	52.57
投資信託受益証券	12.48
合 計	65.05

## 【投資不動産物件】

世界分散投資戦略ファンド該当事項はありません。

(参考)野村ワールド・バランス・ストラテジー マザーファンド 該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

世界分散投資戦略ファンド 該当事項はありません。

### (参考)野村ワールド・バランス・ストラテジー マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。 評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

頁	国 / 地 域	取引所	名称	買建 / 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
指物	日本	大阪取引所	TOPIX先物(2025年 09月限)	買建	2	日本円	59,145,490	59,145,490	61,450,000	61,450,000	1.3
	日本	大阪取引所	日経平均株価先物 (2025年09月限)	買建	3	日本円	122,150,485	122,150,485	128,070,000	128,070,000	2.
	アメリ カ	シカゴ マーカンタ イル取引所	NASDAQMN株価指数 先物(2025年09月 限)	買建	2	米ドル	895,230	131,527,192	950,760	139,685,658	3.
	アメリ カ	シカゴ マーカンタ イル取引所	E-mini S&P500株 価指数先物(2025 年09月限)	買建	20	米ドル	6,089,200	894,625,264	6,517,500	957,551,100	21.
	アメリ カ	シカゴ マーカンタ イル取引所	株先物(2025年09	売建	2	米ドル	291,500	42,827,179	309,260	45,436,479	1.
			CBOE VIX株価指数 先物(2025年09月 限)	売建	3	米ドル	53,790	7,902,825	49,957.5	7,339,755	0.
	アメリ カ	ンチネンタ	MSCIエマージン グ・マーケット指 数先物(2025年09 月限)	買建	8	米ドル	491,460	72,205,303	508,960	74,776,402	1.
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	Mini DAX株価指数 先物(2025年09月 限)	買建	2	ユーロ	239,075	40,994,190	240,790	41,288,260	0.
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	ユーロ50株価指数 先物(2025年09月 限)	買建	7	ユーロ	371,450	63,692,532	378,350	64,875,674	1.
	イタリ ア	イタリア証 券取引所	FTSE MIB株価指数 先物(2025年09月 限)	買建	1	ユーロ	198,360	34,012,789	212,540	36,444,233	0.
	オース トラリ ア		SPI200株価指数先 物(2025年09月限)	買建	1	豪ドル	213,300	20,472,534	223,950	21,494,721	0.
	イギリ ス	ロンドン国 際金融先物 オプション 取引所	FT100株価指数先 物(2025年09月限)	買建	3	英ポンド	265,500	52,693,785	277,350	55,045,654	1.
	スイス	ユーレック ス・チュー リッヒ取引 所	SMI株価指数先物 (2025年09月限)	買建	2	スイスフ ラン	239,220	43,822,712	244,040	44,705,687	1.
	 香港	香港先物取 引所	MSCI台湾株価指数 先物(2025年09月 限)	買建	5	米ドル	513,300	75,414,036	512,450	75,289,154	1.
	 香港	吲所	ハンセン株価指数 先物(2025年09月 限)	買建	2	香港ドル	2,572,600	48,519,236	2,490,600	46,972,716	1.
	シンガポール	シンガポー ル取引所	SGX FTSE China A50 指数先物 (2025年09月限)	売建	30	米ドル	451,890	66,391,678	442,890	65,069,398	1.
			SGX MSCIシンガ ポール株価指数先 物(2025年09月限)	買建	5	シンガ ポールド ル	221,850	25,408,480	220,750	25,282,497	0.
	スペイン	スペイン金 融先物取引 所(マド リード)	IBEX35株価指数先 物(2025年09月限)	買建	1	ユーロ	149,300	25,600,471	150,951	25,883,567	0.
	オラン ダ	Euronext	AEX株価指数先物 (2025年09月限)	買建	2	ユーロ	358,280	61,434,272	361,732	62,026,186	1.

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)
有価証券報告書 ( 内围投资信託受益証券 )

有恤証券報告書(内国投資							投具活式			
フラン ス	Euronext	CAC40-EUR010株価 指数先物(2025年 09月限)	買建	2	ユーロ	155,880	26,728,743	155,470	26,658,440	0.60
	シカゴ ボード オ ブ トレー ド	T-NOTE先物(2年) (2025年12月限)	売建	4	米ドル	833,593.76	122,471,594	834,031.24	122,535,869	2.77
アメリカ	シカゴ ボード オ ブ トレー ド	T-NOTE先物(10年) (2025年12月限)	買建	18	米ドル	2,017,406.34	296,397,339	2,026,687.5	297,760,927	6.74
カナダ	モントリ オール取引 所	カナダ10年国債先 物(2025年12月限)	買建	32	カナダド ル	3,832,000	409,410,880	3,843,840	410,675,865	9.30
ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	BTP先物(2025年09 月限)	買建	12	ユーロ	1,449,600	248,562,912	1,446,840	248,089,654	5.62
	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	BUNDS先物(2025年 09月限)	売建	3	ユーロ	391,510	67,132,218	389,070	66,713,832	1.51
	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	BUXL先物(2025年 09月限)	売建	2	ユーロ	240,960	41,317,410	228,920	39,252,912	0.88
	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	OAT先物(2025年09 月限)	売建	6	ユーロ	731,100	125,361,716	732,780	125,649,786	2.84
	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	SCHATZ先物(2025 年09月限)	売建	53	ユーロ	5,694,585	976,450,489	5,674,445	972,997,084	22.04
オース トラリ ア	シドニー先 物取引所	オーストラリア3 年国債先物(2025 年09月限)	売建	6	豪ドル	644,810.94	61,888,953	644,136.96	61,824,265	1.40
オース トラリ ア	シドニー先 物取引所	オーストラリア10 年国債先物(2025 年09月限)	買建	10	豪ドル	1,141,525.82	109,563,648	1,136,125	109,045,277	2.47
イギリ ス	ロンドン国 際金融先物 オプション 取引所	GILT先物(2025年 12月限)	売建	2	英ポンド	181,620	36,046,120	181,440	36,010,396	0.81

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

## 世界分散投資戦略ファンド

2025年8月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額(百万円)		1口当たり純	資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2016年 7月21日)	734	735	1.0341	1.0351
第2計算期間	(2017年 1月23日)	1,348	1,350	1.0286	1.0296
第3計算期間	(2017年 7月21日)	2,586	2,588	1.0594	1.0604
第4計算期間	(2018年 1月22日)	3,844	3,848	1.0915	1.0925
第5計算期間	(2018年 7月23日)	4,092	4,096	1.0683	1.0693
第6計算期間	(2019年 1月21日)	4,702	4,707	1.0461	1.0471
第7計算期間	(2019年 7月22日)	4,133	4,137	1.1367	1.1377
第8計算期間	(2020年 1月21日)	3,325	3,328	1.1967	1.1977
第9計算期間	(2020年 7月21日)	3,511	3,514	1.2143	1.2153
第10計算期間	(2021年 1月21日)	3,914	3,917	1.2959	1.2969
第11計算期間	(2021年 7月21日)	4,518	4,522	1.3292	1.3302
第12計算期間	(2022年 1月21日)	5,031	5,035	1.3063	1.3073

				11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	<u> 報古書(内国投資信託</u>
第13計算期間	(2022年 7月21日)	4,943	4,948	1.1546	1.1556
第14計算期間	(2023年 1月23日)	5,178	5,183	1.0866	1.0876
第15計算期間	(2023年 7月21日)	5,433	5,438	1.0747	1.0757
第16計算期間	(2024年 1月22日)	5,436	5,441	1.0707	1.0717
第17計算期間	(2024年 7月22日)	5,222	5,227	1.0947	1.0957
第18計算期間	(2025年 1月21日)	4,883	4,888	1.0922	1.0932
第19計算期間	(2025年 7月22日)	4,580	4,584	1.1239	1.1249
	2024年 8月末日	5,265		1.0970	
	9月末日	5,326		1.1112	
	10月末日	5,237		1.0982	
	11月末日	5,129		1.1089	
	12月末日	4,874		1.0923	
	2025年 1月末日	4,900		1.1065	
	2月末日	4,683		1.0930	
	3月末日	4,517		1.0679	
	4月末日	4,473		1.0627	
	5月末日	4,566		1.0884	
	6月末日	4,606		1.1112	
	7月末日	4,500		1.1265	
	8月末日	4,410		1.1447	

## 【分配の推移】

## 世界分散投資戦略ファンド

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2016年 5月13日~2016年 7月21日	0.0010円
第2計算期間	2016年 7月22日~2017年 1月23日	0.0010円
第3計算期間	2017年 1月24日~2017年 7月21日	0.0010円
第4計算期間	2017年 7月22日~2018年 1月22日	0.0010円
第5計算期間	2018年 1月23日 ~ 2018年 7月23日	0.0010円
第6計算期間	2018年 7月24日~2019年 1月21日	0.0010円
第7計算期間	2019年 1月22日 ~ 2019年 7月22日	0.0010円
第8計算期間	2019年 7月23日~2020年 1月21日	0.0010円
第9計算期間	2020年 1月22日~2020年 7月21日	0.0010円
第10計算期間	2020年 7月22日~2021年 1月21日	0.0010円
第11計算期間	2021年 1月22日~2021年 7月21日	0.0010円
第12計算期間	2021年 7月22日~2022年 1月21日	0.0010円
第13計算期間	2022年 1月22日 ~ 2022年 7月21日	0.0010円
第14計算期間	2022年 7月22日 ~ 2023年 1月23日	0.0010円
第15計算期間	2023年 1月24日~2023年 7月21日	0.0010円
第16計算期間	2023年 7月22日 ~ 2024年 1月22日	0.0010円
第17計算期間	2024年 1月23日 ~ 2024年 7月22日	0.0010円
第18計算期間	2024年 7月23日~2025年 1月21日	0.0010円

第19計算期間 2025年 1月22日 ~ 2025年 7月22日
-----------------------------------

## 【収益率の推移】

### 世界分散投資戦略ファンド

		計算期間	収益率
第1計算期間	2016年 5月13日~2016年	7月21日	3.5%
第2計算期間	2016年 7月22日~2017年	1月23日	0.4%
第3計算期間	2017年 1月24日~2017年	7月21日	3.1%
第4計算期間	2017年 7月22日~2018年	1月22日	3.1%
第5計算期間	2018年 1月23日~2018年	7月23日	2.0%
第6計算期間	2018年 7月24日~2019年	1月21日	2.0%
第7計算期間	2019年 1月22日~2019年	7月22日	8.8%
第8計算期間	2019年 7月23日~2020年	1月21日	5.4%
第9計算期間	2020年 1月22日~2020年	7月21日	1.6%
第10計算期間	2020年 7月22日~2021年	1月21日	6.8%
第11計算期間	2021年 1月22日~2021年	7月21日	2.6%
第12計算期間	2021年 7月22日~2022年	1月21日	1.6%
第13計算期間	2022年 1月22日~2022年	7月21日	11.5%
第14計算期間	2022年 7月22日~2023年	1月23日	5.8%
第15計算期間	2023年 1月24日~2023年	7月21日	1.0%
第16計算期間	2023年 7月22日~2024年	1月22日	0.3%
第17計算期間	2024年 1月23日~2024年	7月22日	2.3%
第18計算期間	2024年 7月23日~2025年	1月21日	0.1%
第19計算期間	2025年 1月22日~2025年	7月22日	3.0%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## (4)【設定及び解約の実績】

### 世界分散投資戦略ファンド

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2016年 5月13日~2016年 7月21日	729,745,802	19,198,147	710,547,655
第2計算期間	2016年 7月22日~2017年 1月23日	846,816,971	245,880,137	1,311,484,489
第3計算期間	2017年 1月24日~2017年 7月21日	1,611,485,347	481,845,564	2,441,124,272
第4計算期間	2017年 7月22日~2018年 1月22日	1,455,015,334	373,500,938	3,522,638,668
第5計算期間	2018年 1月23日~2018年 7月23日	676,959,300	368,704,773	3,830,893,195
第6計算期間	2018年 7月24日~2019年 1月21日	933,653,235	269,050,925	4,495,495,505
第7計算期間	2019年 1月22日~2019年 7月22日	559,404,342	1,418,350,231	3,636,549,616
第8計算期間	2019年 7月23日~2020年 1月21日	575,159,611	1,433,078,379	2,778,630,848
第9計算期間	2020年 1月22日~2020年 7月21日	733,527,249	620,226,228	2,891,931,869
第10計算期間	2020年 7月22日~2021年 1月21日	911,936,993	783,373,619	3,020,495,243
第11計算期間	2021年 1月22日~2021年 7月21日	808,649,260	429,584,623	3,399,559,880
第12計算期間	2021年 7月22日~2022年 1月21日	849,577,701	397,413,265	3,851,724,316

有価証券報告書(内国投資<u>信託</u>受益証券)

			日叫叫	7.拟口目(四周汉县后心
第13計算期間	2022年 1月22日~2022年 7月21日	672,172,135	241,861,184	4,282,035,267
第14計算期間	2022年 7月22日~2023年 1月23日	729,036,117	245,571,130	4,765,500,254
第15計算期間	2023年 1月24日~2023年 7月21日	654,551,403	364,261,767	5,055,789,890
第16計算期間	2023年 7月22日~2024年 1月22日	540,342,880	518,427,291	5,077,705,479
第17計算期間	2024年 1月23日~2024年 7月22日	368,081,419	674,788,960	4,770,997,938
第18計算期間	2024年 7月23日~2025年 1月21日	298,291,414	597,925,914	4,471,363,438
第19計算期間	2025年 1月22日~2025年 7月22日	236,745,708	632,341,754	4,075,767,392

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

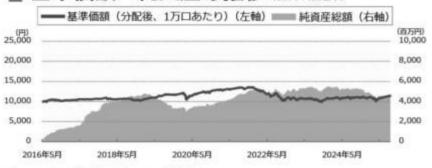
## 参考情報



# **運用実績** (2025年8月29日現在)

## ■ 基準価額・純資産の推移(日次: 設定来)

# ■ 分配の推移



(1/1)口(5)	こり、課税	則)
2025年7月	10	円
2025年1月	10	円
2024年7月	10	円
2024年1月	10	円
2023年7月	10	円
設定来累計	190	円

## 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率(上位)

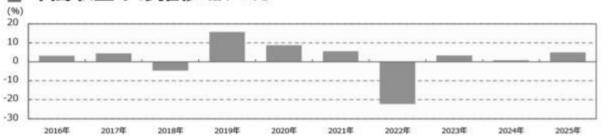
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	TSY INFL IX N/B I/L	国債証券	15.4
2	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	国債証券	13.2
3	POLAND GOVERNMENT BOND	国債証券	4.8
4	MEX BONOS DESARR FIX RT	国債証券	4.1
5	FRANCE (GOVT OF)	国債証券	3.8
6	UK TREASURY	国債証券	3.7
7	NORWEGIAN GOVERNMENT	国債証券	2.8
8	VANGUARD INFORMATION TECHNOLOGY ETF	投資信託受益証券	2.6
9	VANECK GOLD MINERS ETF	投資信託受益証券	2.0
10	VANGUARD UTILITIES ETF	投資信託受益証券	1.9

#### 実質的な国/地域別投資比率 (上位)

順位	国/地域	投資比率
1	アメリカ	28.6
2	スペイン	13.2
3	イギリス	6.2
4	ポーランド	4.8
5	メキシコ	4.1

※上記は、組入銘柄の通貨によって国/地域を分類しております。なお、ユーロについては発行国で記載しております。

## ■ 年間収益率の推移 (層年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2016年は設定日 (2016年5月13日) から年末までの収益率。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。
- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。● ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

#### 第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

#### (1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

## (2)申込締切時間

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の 事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

(販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)

#### (3)申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(「申込不可日」といいます。)には、原則と して取得の申込みができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけ ます。)

申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合

・ロンドン証券取引所

・ロンドンの銀行

・ニューヨーク証券取引所

・ニューヨークの銀行

#### (4)販売単位

1万口以上1口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位とします。

#### (5)販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

#### (6)申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに支払うものとします。

### (7)積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約 を締結した場合、当該契約で規定する 取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

#### (8)申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消す場合があります。

#### (9)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込 (販売)手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ https://www.nomura-am.co.jp/

購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳し くは販売会社にお問い合わせください。

#### 2【換金(解約)手続等】

#### (1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

#### (2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後3時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

(販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)

#### (3)申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

#### (4)換金単位

1口単位または1円単位で換金できます。

#### (5)換金価額

換金のお申込み日の翌営業日の基準価額となります。

#### (6)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

#### (7)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

#### (8)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しな

い場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日 に一部解約の実行の請求を受付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

#### (9)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金(解約)手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ https://www.nomura-am.co.jp/

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳し くは販売会社にお問い合わせください。

#### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

#### <基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
上場投資信託証券	原則として、基準価額計算日 1の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 <sup>1</sup> における以下のいずれかの価額で評価します。 <sup>2</sup> 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。
選択権付き 為替予約取引	原則として、基準価額計算日 <sup>1</sup> における、以下のいずれかの価額で評価します。 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 価格情報会社の提供する価額
株価指数先物取引 債券先物取引	原則として、基準価額計算日 <sup>1</sup> の金融商品取引所の清算値段で評価します。

- 1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
- 2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ https://www.nomura-am.co.jp/

#### (2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

2031年1月21日までとします(2016年5月13日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

#### (4)【計算期間】

原則として、毎年1月22日から7月21日までおよび7月22日から翌年1月21日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

#### (a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

#### (b) 信託期間の終了

- ( )委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による 決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議 の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託 契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発し ます。
- ( )上記( )の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ( )上記( )の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ( )上記( )から( )までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記( )から( )までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

- ( )委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託 契約を解約し信託を終了させます。
- ( )委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (c) 運用報告書

ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

#### (d) 信託約款の変更等

- ( )委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ( )委託者は、上記( )の事項(上記( )の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ( )上記( )の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ( )上記( )の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ( )書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ( )上記( )から( )までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ( )上記( )から( )の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### (e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

( )受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、 裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者 を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。 なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとしま す。

( )委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させま

#### (g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をす ることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われる こととなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行な う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の 買取請求の規定の適用を受けません。

#### (h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

#### (i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当 事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する 権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知が ない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了する ものとします。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益 分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該 収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載ま たは記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算 して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場 合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

#### 償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

#### 換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」を ご参照下さい。

#### 第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(2025年1月22日から2025年7月22日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

### 【世界分散投資戦略ファンド】

### (1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第18期 (2025年 1月21日現在)	第19期 (2025年 7月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	70,698,166	66,083,652
親投資信託受益証券	4,873,983,976	4,571,714,990
未収入金	9,700,000	6,200,000
未収利息	459	883
流動資産合計	4,954,382,601	4,643,999,525
資産合計	4,954,382,601	4,643,999,525
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,471,363	4,075,767
未払解約金	13,536,189	12,456,669
未払受託者報酬	1,422,361	1,259,167
未払委託者報酬	51,204,875	45,329,875
その他未払費用	85,283	75,490
流動負債合計	70,720,071	63,196,968
負債合計	70,720,071	63,196,968
純資産の部		
元本等		
元本	4,471,363,438	4,075,767,392
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	412,299,092	505,035,165
(分配準備積立金)	265,563,496	254,640,247
元本等合計	4,883,662,530	4,580,802,557
純資産合計	4,883,662,530	4,580,802,557
負債純資産合計	4,954,382,601	4,643,999,525

## (2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円 <u>)</u>
	第18期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月21日	第19期 自 2025年 1月22日 至 2025年 7月22日
営業収益		
受取利息	45,572	82,010
有価証券売買等損益	49,462,356	182,331,014
営業収益合計	49,507,928	182,413,024
三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三		
受託者報酬	1,422,361	1,259,167
委託者報酬	51,204,875	45,329,875
その他費用	85,283	75,490
営業費用合計	52,712,519	46,664,532
営業利益又は営業損失( )	3,204,591	135,748,492
経常利益又は経常損失( )	3,204,591	135,748,492
当期純利益又は当期純損失( )	3,204,591	135,748,492
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額( )	4,842,222	1,702,709
期首剰余金又は期首欠損金()	451,599,064	412,299,092
剰余金増加額又は欠損金減少額	29,954,156	21,013,730
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	29,954,156	21,013,730
剰余金減少額又は欠損金増加額	56,735,952	58,247,673
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	56,735,952	58,247,673
分配金	4,471,363	4,075,767
期末剰余金又は期末欠損金( )	412,299,092	505,035,165

#### (3)【注記表】

<u>( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )</u>

1. 運用資産の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券

基準価額で評価しております。

2.費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益

約定日基準で計上しております。

3.金融商品の時価等に関する事項の補金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前 足説明 提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 足説明

当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2025年 1月22日から2025年 7月 4.その他

22日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対昭表に関する注記)

第18期		第19期	
2025年 1月21日現在		2025年 7月22日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1.	計算期間の末日における受益権の総数	
4,471,363,438□	1		4,075,767,392
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2 .	計算期間の末日における1単位当たりの	D純資産の額
1口当たり純資産額 1.0922円	<u>  </u>	1口当たり純資産額	1.1239円
(10,000口当たり純資産額) (10,922円)	)	(10,000口当たり純資産額)	(11,239円)

#### ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

第18期 第19期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月21日 自 2025年 1月22日 至 2025年 7月22日

分配金の計算過程

Α	0円
В	0円
С	1,126,614,180円
D	270,034,859円
E=A+B+C+D	1,396,649,039円
F	4,471,363,438□
G=E/F × 10,000	3,123円
Н	10円
I=F × H/10,000	4,471,363円
	B C D E=A+B+C+D F G=E/F × 10,000 H

### 1.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	29,824,575円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	1,040,571,260円
分配準備積立金額	D	228,891,439円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,299,287,274円
当ファンドの期末残存口数	F	4,075,767,392□
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	3,187円
10,000口当たり分配金額	Н	10円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	4,075,767円

#### (金融商品に関する注記)

(1) 全動帝中の伊油に関する東西

	(1) 並織向叩の(が)がにぼりる事項	
I	第18期	第19期
	自 2024年 7月23日	自 2025年 1月22日
	至 2025年 1月21日	至 2025年 7月22日
ſ	1 全融商品に対する取組合針	1 全融商品に対する取組合針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として海界する。これにより、2000年10月1日 て運用することを目的としております。

2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コ ル・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 有価証券関係に記載しております。

これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、REITの価格変動リスク、商品(コモディティ)市況の変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに さらされております。

3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっておりま 分析•把 す

す。 | 信用リスクの管理 |信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた |組入制限等の管理を行なっております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を 把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

金融商品に対9 る取組力却

同左

2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

3.金融商品に係るリスク管理体制

同左

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

第18期	第19期
2025年 1月21日現在	2025年 7月22日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	2 . 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第18期	第19期
自 2024年 7月23日	自 2025年 1月22日
至 2025年 1月21日	至 2025年 7月22日
該取引に係る公正な価格を勘案して 一般	同左

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。

#### ( その他の注記 )

#### 1 元本の移動

第18期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月21日	·	第19期 自 2025年 1月22日 至 2025年 7月22日	
期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額 3 方 (西紅芙郎)(8			4,471,363,438円 236,745,708円 632,341,754円

#### 2 有価証券関係 売買目的有価証券

種類	第18期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月21日	第19期 自 2025年 1月22日 至 2025年 7月22日	
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	43,155,622	180,006,415	
合計	43,155,622	180,006,415	

3 デリバティブ取引関係 該当事項はありません。

#### (4)【附属明細表】

#### 第1 有価証券明細表

(1)株式(2025年7月22日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025年7月22日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	日本円	野村ワールド・バランス・ストラテ ジー マザーファンド	3,022,022,072	4,571,714,990	
	小計	銘柄数:1	3,022,022,072	4,571,714,990	
		組入時価比率:99.8%		100.0%	
	合計			4,571,714,990	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

### (参考)

当ファンドは「野村ワールド・バランス・ストラテジー マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。 なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## 野村ワールド・バランス・ストラテジー マザーファンド

### 貸借対照表

	(単位:円)
	(2025年 7月22日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	154,401,300
コール・ローン	886,566,888
国債証券	2,381,916,728
投資信託受益証券	520,660,059
派生商品評価勘定	85,880,539
未収入金	175,201,525
未収配当金	40,554
未収利息	21,862,413
前払費用	7,305,963
差入委託証拠金	594,193,588
流動資産合計	4,828,029,557
資産合計	4,828,029,557
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	129,501,250
未払金	110,177,175
未払解約金	6,200,000
流動負債合計	245,878,425
負債合計	245,878,425
純資産の部	
元本等	
元本	3,028,860,370
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	1,553,290,762
元本等合計	4,582,151,132
純資産合計	4,582,151,132
負債純資産合計	4,828,029,557

#### 注記表

<b>注記表</b>	
(重要な会計方針に係る事項に関す	「る注記)
1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券
	原則として時価で評価しております。
	投資信託受益証券
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日)
	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
	先物取引
	国内先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いておりま
	す。    外国先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する
	清算値段又は最終相場で評価しております。
	為替予約取引
2 外貨建資産・負售の木邦通貨への地	計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。       標記財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算
2. が負煙負性・負債の本が過貨への扱	間にお別住に属するが真建真産・負債の「投算は、原則として、わが国にあける計算」 期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金
	原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しておりま  す。
	投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分
	配金額を計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。  派生商品取引等損益
	約定日基準で計上しております。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

為替差損益

約定日基準で計上しております。

4.金融商品の時価等に関する事項の補金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前 足説明 提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融間のの時間が発えた。当該価額が異なることもありより。 提条件等によった場合、当該価額が異なることもありより。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における タロめか 契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取 る名目的な契約額または計算上の想定元本であり、 引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

<u>( 貸借対照表に関する注記 )</u>

#### 2025年 7月22日現在

計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額

(10,000口当たり純資産額)

1.5128円 (15,128円)

(金融商品に関する注記)

#### (1)金融商品の状況に関する事項

自 2025年 1月22日 2025年 7月22日

#### |1.金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用 の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であ ゙゙゙゙<del>ゖ</del>ます。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、REITの価格変動リスク、商品(コモディティ)市況の変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指導 当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。 株価指数先物取引を行っております。

当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、債券 デリバティブ取引は、対象とする債券・金利等に係る価格変動リスクを有しております。 債券先物取引を行っております。当該

当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該 デリバティブ取引は、対象とする為替等に係る価格変動リスクを有しております。

3.金融商品に係るリスク管理体制

|委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行 なっております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組 入制限等の管理を行なっております。

流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、 必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

#### (2)金融商品の時価等に関する事項

#### 2025年 7月22日現在

. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ h.

2. 時価の算定方法

国債証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており ます。

### (その他の注記)

元本の移動及ひ期木元本額の内訳	
2025年 7月22日現在	
期首	2025年 1月22日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	3,358,435,689円
同期中における追加設定元本額	130,316,621円
同期中における一部解約元本額	459,891,940円
期末元本額	3,028,860,370円
期末元本額の内訳 *	
世界分散投資戦略ファンド	3,022,022,072円
野村DC世界分散投資戦略ファンド	6,838,298円

<sup>\*</sup> は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

第1 有価証券明細表 (1)株式(2025年7月22日現在) 該当事項はありません。

### (2)株式以外の有価証券(2025年7月22日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券 利付(20年)第181	100,000,000	80,410,000	)
	小計	銘柄数:1	100,000,000	80,410,000	)
		組入時価比率:1.8%		2.8%	0
	米ドル	TSY INFL IX N/B I/L	4,100,000.00	4,540,443.68	3
		TSY INFL IX N/B I/L	300,000.00	309,955.00	)
	小計	銘柄数:2	4,400,000.00	4,850,398.68	3
				(715,288,293)	
		組入時価比率:15.6%		24.6%	0
	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	19,500,000.00	17,708,271.75	5
	小計	銘柄数:1	19,500,000.00	17,708,271.75	5
				(139,842,222)	
		組入時価比率:3.1%		4.8%	0
	ユーロ	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4,150,000.00	3,693,443.14	ļ.
		FRANCE (GOVT OF)	1,250,000.00	992,500.00	)
	小計	銘柄数:2	5,400,000.00	4,685,943.14	ŀ
				(807,528,581)	
		組入時価比率:17.6%		27.8%	Ó
	英ポンド	UK TREASURY	500,000.00	518,293.95	5
		UK TREASURY	300,000.00	216,474.63	3
		UK TREASURY	400,000.00	230,846.00	)
		UNITED KINGDOM GILT	400,000.00	338,520.00	)
	小計	銘柄数:4	1,600,000.00	1,304,134.58	3
				(259,288,037)	
		組入時価比率:5.7%		8.9%	Ď
	ノルウェークロー ネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	9,500,000.00	8,535,494.45	5
	小計	銘柄数:1	9,500,000.00	8,535,494.45	5
				(123,850,024)	
		組入時価比率:2.7%		4.3%	Ď
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,296,714.40	
	小計	銘柄数:1	6,000,000.00	6,296,714.40	)
				(255,709,571)	
		組入時価比率:5.6%		8.8%	Ó
	合計			2,381,916,728	3
				(2,301,506,728)	
投資信託受益証 券	日本円	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場 投信	10,100	19,861,650	)
	小計	銘柄数:1	10,100	19,861,650	
		組入時価比率:0.4%		0.7%	0
	米ドル	ISHARES BROAD USD INVESTMENT ETF	100	5,113.00	)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

			有"""""""""""""""""""""""""""""""""""""	貝旧配
	ISHARES MBS ETF	100	9,306.00	
	iシェアーズ ゴールド・トラスト	4,550	291,609.50	
	SPDR S&P METALS & MINING ETF	8,000	608,320.00	
	VANECK AGRIBUSINESS ETF	100	7,295.00	
	VANECK GOLD MINERS ETF	10,000	530,200.00	
	VANECK J.P. MORGAN EM LOCAL CURRENCY	650	16,406.00	
	VANECK RUSSIA ETF	6,100	0.00	
	VANGUARD COMMUNICATION SERVICE ETF	1,600	276,048.00	
	VANGUARD ENERGY ETF	800	95,400.00	
	VANGUARD INFORMATION TECHNOLOGY ETF	1,400	961,086.00	
	VANGUARD UTILITIES ETF	3,200	581,088.00	
小計	銘柄数:12	36,600	3,381,871.50	
			(498,724,590)	
	組入時価比率:10.9%		17.2%	
ユーロ	ISHARES CORE EURO CORP BOND	100	12,034.00	
小計	銘柄数:1	100	12,034.00	
			(2,073,819)	
	組入時価比率:0.0%		0.1%	
合計			520,660,059	
			(500,798,409)	
合計			2,902,576,787	
			(2,802,305,137)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

	2025年 7月22日現在				
種類	契約額等 (円)		味 <i>(</i> 一)	拉伊提升(四)	
		うち1年超	時価(円)	評価損益(円)	
市場取引					
株価指数先物取引					
買建	2,047,340,764	-	2,117,866,106	70,522,867	
売建	270,864,342	-	279,737,317	8,872,975	
債券先物取引					
買建	1,446,095,071	-	1,444,384,157	1,710,914	
売建	1,765,229,650	-	1,761,936,077	3,293,573	
市場取引以外の取引					
為替予約取引					
買建	79,401,120	-	83,412,800	4,011,680	
メキシコペソ	51,796,650	-	54,669,800	2,873,150	
豪ドル	27,604,470	-	28,743,000	1,138,530	
売建	3,258,090,928	-	3,368,955,870	110,864,942	
米ドル	1,350,860,514	-	1,378,779,690	27,919,176	
カナダドル	64,755,240	-	64,293,000	462,240	
ユーロ	966,731,976	-	1,023,892,140	57,160,164	
英ポンド	337,042,818	-	346,513,000	9,470,182	

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

スイスフラン	71,571,418	-	73,924,640	2,353,222
ノルウェークローネ	98,898,690	-	100,963,000	2,064,310
ズロチ	153,985,620	-	161,436,400	7,450,780
香港ドル	147,664,452	-	150,160,000	2,495,548
シンガポールドル	66,580,200	-	68,994,000	2,413,800
合計	-	-	-	43,620,711

#### (注)時価の算定方法

#### 1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価してお ります。

#### 2 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合 は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物 相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧 客先物相場の仲値を用いております。
- 2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

#### 2【ファンドの現況】

#### 【純資産額計算書】

#### 世界分散投資戦略ファンド

#### 2025年8月29日現在

資産総額	4,502,637,952円
負債総額	91,925,879円
純資産総額( - )	4,410,712,073円
発行済口数	3,853,022,612□
1口当たり純資産額( / )	1.1447円

#### (参考)野村ワールド・バランス・ストラテジー マザーファンド

#### 2025年8月29日現在

資産総額	7,838,619,468円
負債総額	3,425,457,522円
純資産総額( - )	4,413,161,946円
発行済口数	2,857,897,314口
1口当たり純資産額( / )	1.5442円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託 の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

#### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### (3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、上記 の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振 替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### (5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### 第二部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

#### (1)資本金の額

2025年9月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

#### (2)会社の機構

#### (a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および 監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

#### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の 重要事項の承認等を行います。

#### 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

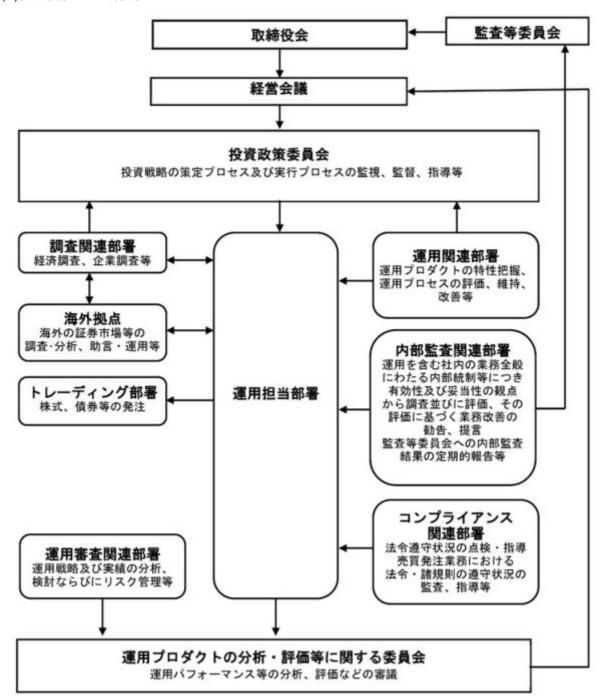
#### 代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

#### 監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上(但し、過半数は社外取締役)で構成され、取締役の職務執行の適 法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任 に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等について の監査等委員会としての意見を決定します。

#### (b)投資信託の運用体制



#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2025年8月29日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	910	60,080,192

単位型公社債投資信託 合計	376 1.429	618,921 68,639,445
追加型公社債投資信託	14	7,219,032
単位型株式投資信託	129	721,300

#### 3【委託会社等の経理状況】

- 1.委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務 諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」 という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月 6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2.財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

#### (1)【貸借対照表】

		前事業年度		当事業年度	
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	(2024年	3月31日)	(2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(	百万円)	金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			7,405		8,177
金銭の信託			44,745		46,810
前払金			7		12
前払費用			852		1,019
未収入金			1,023		666
未収委託者報酬			31,788		34,911
未収運用受託報酬			5,989		7,066
短期貸付金			757		2,242
その他			169		195
貸倒引当金			18		21
流動資産計			92,719		101,080
固定資産					
有形固定資産			945		881
建物	2	595		589	
器具備品	2	350		292	
無形固定資産			5,658		6,889
ソフトウェア		5,658		6,888	
その他		0		0	
投資その他の資産			17,314		14,923
投資有価証券		1,813		2,164	
関係会社株式		9,535		6,584	
長期差入保証金		519		521	
E 4/0E					

長期前払費用	10		11	
前払年金費用	1,875		2,413	
繰延税金資産	2,651		3,134	
その他	908		92	
固定資産計		23,918		22,694
資産合計		116,638		123,775

		前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3	3月31日)
区分	注記 番号	金額(	百万円)	金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			13,700		6,000
預り金			123		132
未払金			11,404		11,982
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		39		65	
未払手数料		10,312		11,326	
関係会社未払金		1,052		589	
未払費用	1		12,507		12,594
未払法人税等			8,095		10,363
未払消費税等			1,590		2,112
前受収益			15		14
賞与引当金			4,543		5,846
その他			24		-
流動負債計			52,005		49,045
固定負債					
退職給付引当金			2,759		2,618
時効後支払損引当金			602		610
資産除去債務			1,123		1,431
固定負債計			4,484		4,660
負債合計			56,490		53,706
(純資産の部)					
株主資本			59,820		69,751
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			28,910		38,841
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		28,225		38,156	
繰越利益剰余金		28,225		38,156	
評価・換算差額等			327		317
その他有価証券評価差額金			327		317
純資産合計			60,147		70,069
負債・純資産合計			116,638		123,775

### (2)【損益計算書】

					有価証券
			業年度	l .	<b>美年度</b>
		·	3年4月1日  年3月31日)	,	年4月1日 年3月31日)
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百	
	H 3				
委託者報酬 <b>委託</b> 者報酬			124,722		155,775
運用受託報酬			21,188		23,666
その他営業収益			291		328
営業収益計			146,202		179,770
営業費用			, ,		, , ,
支払手数料			43,258		56,923
広告宣伝費			1,054		1,115
公告費			0		0
調査費			33,107		38,115
調査費		6,797		6,901	·
		26,310		31,213	
			1,377		1,345
営業雑経費			3,670		4,336
通信費		92		89	
印刷費		820		780	
協会費		85		93	
諸経費		2,671		3,372	
営業費用計			82,468		101,835
一般管理費					
給料			13,068		14,094
役員報酬		259		321	
給料・手当		7,985		7,982	
賞与		4,822		5,790	
交際費			87		105
寄付金			117		116
旅費交通費			323		394
租税公課			990		1,537
不動産賃借料			1,235		1,236
退職給付費用			893		598
固定資産減価償却費			2,292		2,309
諸経費			12,483		12,708
一般管理費計			31,491		33,100
営業利益			32,242		44,834

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	7,054		6,594	
受取利息		48		93	
為替差益		146		1,498	
その他		625		786	

8,972
763
53,043
56
14
53,085
15,463
482
38,105

### (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

									. ш/лгл/
		資本剰余金			利益剰余金				
			Z.O.W.	資本		その他利	益剰余金	利益	株主
	資本金	資 本 準備金	その他 資本 剰余金	剰余金合計	利 益	別。途積立金	繰 越 利 益 剰余金	利 無剰余金合計	資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当期変動額									
剰余金の配当							55,782	55,782	55,782
当期純利益							28,183	28,183	28,183
別途積立金の 取崩						24,606	24,606	1	-
株主資本以外									
の項目の当期									
変動額(純									
額)									
当期変動額合計	-	-	-	ı	•	24,606	2,991	27,598	27,598
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	-	28,225	28,910	59,820

(単位:百万円)

	評価・接	換算差額等			
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計		
当期首残高	229	229	87,648		
当期変動額					
剰余金の配当			55,782		
当期純利益			28,183		
別途積立金の取崩			-		
株主資本以外の項目					
の当期変動額(純	97	97	97		
額)					
当期変動額合計	97	97	27,500		
当期末残高	327	327	60,147		

### 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本							
		資本剰余金		利益剰余金				
						その他		
						利益剰余		株主
	資本金	資本	その他	資本	利益	金	利 益	資本
	貝쑤亚	準備金	資 本	剰余金	準備金	繰	剰余金	合計
		一冊並	剰余金	合 計	一冊並	越	合 計	
						利 益		
						剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当期変動額								
剰余金の配当						28,174	28,174	28,174
当期純利益						38,105	38,105	38,105
株主資本以外								
の項目の当期								
変動額(純								
額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	9,931	9,931	9,931
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751

(単位:百万円)

評価・排		
その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計

当期首残高	327	327	60,147
当期変動額			
剰余金の配当			28,174
当期純利益			38,105
株主資本以外の項目			
の当期変動額(純	9	9	9
額)			
当期変動額合計	9	9	9,921
当期末残高	317	317	70,069

#### [重要な会計方針]

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない … 時価法

株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理

し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない … 移動平均法による原価法

株式等

2.金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法

3. デリバティブ取引の評価基準及び 評価方法 時価法

4 . 外貨建の資産又は負債の本邦通貨 への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は損益として処理しております。

5. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

 建物
 6年

 附属設備
 6~15年

 器具備品
 4~15年

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

6 . 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上 しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業 年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の 見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によ り、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしておりま す。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業 年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法 により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、 受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づ く将来の支払見込額を計上しております。

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

#### 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

#### 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

#### 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

#### [会計上の見積りの変更に関する注記]

7. 収益及び費用の計上基準

#### (1) 資産除去債務の計上額

当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく 退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積もり を行いました。この見積りの変更による増加額308百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しており ます。

#### 「表示方法の変更に関する注記 ]

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた47百万円は、「投資事業組合運用損」28百万円、「その他」18百万円として組み替えております。

#### [会計方針の変更]

該当事項はありません。

#### [未適用の会計基準等]

- ・「リースに関する会計基準」 (企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日) ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

#### (1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

#### (2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

#### 「追加情報 ]

確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けておりますが、2025年4月1日より確定給付企業年金制度の新規積立を停止し、確定拠出年金制度及び退職一時金制度による新規積立に変更しております。

この制度変更に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 2007年2月7日)を適用しております。

なお、退職給付制度変更による、当事業年度の損益計算書への影響は軽微であります。

#### [注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末	当事業年度末
(2024年3月31日)	(2025年3月31日)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

1.関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。

未払費用 1,939百万円

2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額

建物1,214百万円器具備品733合計1,948

1.関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。

未払費用 2,204百万円

2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額

建物1,528百万円器具備品792合計2,320

#### 損益計算書関係

前事業年度		当事業年度	
(自 2023年4月1日		(自 2024年4月1日	
至 2024年3月31日)		至 2025年3月31日)	
1 . 関係会社に係る注記		1.関係会社に係る注記	
区分掲記されたもの以外で関係会	会社に対するもの	区分掲記されたもの以外で関係会社	に対するもの
は、次のとおりであります。		は、次のとおりであります。	
受取配当金	7,050百万円	受取配当金 6	3,591百万円
2.固定資産除却損		2.固定資産除却損	
建物	-百万円	建物	0百万円
器具備品	0	器具備品	-
ソフトウェア	30	ソフトウェア	14
合計	31	合計	14

#### 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

#### 2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額55,782百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額10,830円基準日2023年3月31日効力発生日2023年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額28,174百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額5,470円

基準日2024年3月31日効力発生日2024年6月28日

#### 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

#### 2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額28,174百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額5,470円基準日2024年3月31日効力発生日2024年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額記当の原資利益剰余金1株当たり配当額基準日2025年3月31日効力発生日2025年6月30日

#### 金融商品関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表	時価	差額
	計上額		
(1)金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2)その他 (デリバティブ取引)	24	24	-
負債計	24	24	-

- (注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、 上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (百万円)
市場価格のない株式等()	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

- ( )1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
  - 2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

#### (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

				/
	1年以内	1年超	5年超	10年超
		5年以内	10年以内	
預金	7,405	-	-	-

				13111111111111
金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

#### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価 レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時 価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ 属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	賃	貸借対照表計上額	(単位:百万円)	
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(運用目的・その	-	44,745	-	44,745
他)				
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引 (通貨関連)		24	-	24
負債計	-	24	-	24

#### (注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ 取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとん どないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議 で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表	時価	差額
	計上額		
(1)金銭の信託	46,810	46,810	-
(2)その他(デリバティブ取引)	70	70	-
資産計	46,880	46,880	-

- (注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費 用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するもので あることから、記載を省略しております。
- (注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、 上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度 (百万円)
市場価格のない株式等()	6,759
組合出資金等	1,989
合計	8,749

( )1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

#### (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

4年NJ由	1年超	5年超	40Æ#7
1年以内	5年以内	10年以内	10年超

預金	8,177	-	-	-
金銭の信託	46,810	-	-	-
未収委託者報酬	34,911	-	-	-
未収運用受託報酬	7,066	-	-	-
短期貸付金	2,242	-	-	-
合計	99,208	-	-	-

#### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベル に分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額 (単位:百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(運用目的・その 他)	-	46,810	-	46,810
デリバティブ取引(通貨関連)	-	70	-	70
資産計	-	46,880	-	46,880

#### (注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 有価証券関係

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(2024年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(2024年3月31日) 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(2024年3月31日) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等(貸借対照表計上額174百万円)及び組合出資金等(貸借対照表計上額1,638百万円)については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(2025年3月31日) 該当事項はありません。
- 満期保有目的の債券(2025年3月31日)
   該当事項はありません。
- 3. 子会社株式及び関連会社株式(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	6,478
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等(貸借対照表計上額174百万円)及び組合出資金等(貸借対照表計上額1,989百万円)については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

デリバティブ取引関係

- 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
- (1) 通貨関連

### 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うちー年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	24	24

#### 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うちー年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,307	-	70	70

#### 退職給付関係

#### 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

#### 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

#### 2.確定給付制度

### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	1,024
退職給付の支払額	1,150
その他	11
退職給付債務の期末残高	19,205

#### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

19,378 百万円
455
1,415
848
850
21,247

# (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	21,247
	4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

### (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

802 百万円
275
455
86
52
655

#### (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

#### 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

#### (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率 1.8% 退職一時金制度の割引率 1.3% 長期期待運用収益率 2.35%

#### 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

#### 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

#### 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

#### 2.確定給付制度

) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 退職給付債務の期首残高	10, 205 五下田
返職品的関係の期目残局 勤務費用	19,205 百万円 754
利息費用	331
数理計算上の差異の発生額	1,665
退職給付の支払額	1,317
過去勤務費用の発生額	882
その他	7
	16,418
~ 14/14/15/2003 - 9/10/19/10/20	
年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	21,247 百万円
期待運用収益	499
数理計算上の差異の発生額	429
事業主からの拠出額	748
退職給付の支払額	1,023
年金資産の期末残高	21,041
退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計 及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務	
模立空前度の返職編刊 関務 年金資産	14,234 百万円
<u> </u>	21,041
北廷立刑制度の旧職処仕序及	6,806
非積立型制度の退職給付債務	2,183
未積立退職給付債務	4,623
未認識数理計算上の差異	4,003
未認識過去勤務費用	825
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205
退職給付引当金	2,618
前払年金費用	2,413
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205
)退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	754 百万円
利息費用	331
期待運用収益	499
数理計算上の差異の費用処理額	157
過去勤務費用の費用処理額	58
確定給付制度に係る退職給付費用	371
年金資産に関する事項 年金資産の主な内容 年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通り	
債券	32%
株式	31%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	20%
合計	100%
長期期待運用収益率の設定方法 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現	生及び予想される年金資 来期待される長期の収益

2.5%

1.9%

2.35%

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率

退職一時金制度の割引率

長期期待運用収益率

3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

#### 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末		当事業年度末		
(2024年3月31日) 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の		(2025年3月31日) 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の		
			土な原因別の	
│内訳 │ 操延税金資産	5TM	内訳   繰延税金資産	***	
深延悦並貝度   賞与引当金	百万円	深延悦並貝度   賞与引当金	百万円	
貝ラリヨ並   退職給付引当金	1,422 855	貝勻되ヨ並   退職給付引当金	1,840 824	
			-	
	1,162		1,281	
未払事業税	360	大払事業税 投資有価証券評価減	547	
	11		12	
減価償却超過額	323	減価償却超過額	331	
時効後支払損引当金	186	時効後支払損引当金	192	
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	509	
ゴルフ会員権評価減	79	ゴルフ会員権評価減	81	
資産除去債務	348	資産除去債務	451	
未払社会保険料	116	未払社会保険料	135	
その他	50	その他	38	
繰延税金資産小計 ************************************	5,422	繰延税金資産小計	6,245	
評価性引当額	1,848	評価性引当額	1,973	
操延税金資産合計 	3,573	繰延税金資産合計	4,271	
操延税金負債 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		繰延税金負債 		
資産除去債務に対応する除去費用	109	資産除去債務に対応する除去費用	144	
関係会社株式評価益	85	関係会社株式評価益	86	
その他有価証券評価差額金	146	その他有価証券評価差額金	145	
前払年金費用	581	前払年金費用	760	
繰延税金負債合計	922	繰延税金負債合計	1,136	
繰延税金資産の純額	2,651	繰延税金資産の純額	3,134	
			rv ee - e 15-t-	
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人	祝寺の貝担率	2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人	祝寺の貝担率	
との差異の原因となった主な項目別の内訳		との差異の原因となった主な項目別の内訳		
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	
受取配当金等永久に益金に算入されな		受取配当金等永久に益金に算入されな		
い項目	5.4%	い項目	3.9%	
タックスヘイブン税制	1.2%	タックスヘイブン税制	1.3%	
外国税額控除	0.3%	外国税額控除	0.3%	
外国子会社からの受取配当に係る外国		外国子会社からの受取配当に係る外国		
源泉税	0.5%	源泉税	0.5%	
その他	0.2%	その他	0.4%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 _	27.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 _	28.2%	

3 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関す る取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに 関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

## 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当事業年度において、原状回復費用の見積変更と使用見込期間の延長により、変更前の資産除去債務残高に308百万円加算しております。使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

## 3. 当該資産除去債務の総額の増減

				(単位:百万円)
		前事業年度		当事業年度
	自	2023年4月 1日	自	2024年4月 1日
	至	2024年3月31日	至	2025年3月31日
期首残高		1,123		1,123
有形固定資産の取得に伴う増加		-		-
資産除去債務の履行による減少		-		-
見積もりの変更による増加		-		308
期末残高		1,123		1,431

## 4. 当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

[会計上の見積りの変更に関する注記](1)に記載の通りであります。

収益認識に関する注記

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

TAIX (H 2020 1 1/3	· H - T - 0 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
	前事業年度
区分	(自 2023年4月 1日
	至 2024年3月31日)
委託者報酬	124,707百万円
運用受託報酬	19,131百万円
成功報酬(注)	2,071百万円

その他営業収益	291百万円
合計	146,202百万円

(注)成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

#### 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	. A = = = ( ) ( ) ( ) ( )
	当事業年度
区分	(自 2024年4月 1日
	至 2025年3月31日)
委託者報酬	155,768百万円
運用受託報酬	21,631百万円
成功報酬 (注)	2,042百万円
その他営業収益	328百万円
合計	179,770百万円

(注)成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 [重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

セグメント情報等

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

- 2. 関連情報
  - (1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上局

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

# 2. 関連情報

# (1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

# (2)地域ごとの情報

## 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 関連当事者情報

# 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

# (ア)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
							資金の借入 (*1)	141,800	短期	
親会社	野村ホール ディングス	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会 社業	被所有100%	経営管理	資金の返済 (*1)	128,100	借入金	13,700
	株式会社						借入金利息 (*1)	123	未払利息	19

# (イ)子会社等

	(1)14	1		1						
種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
							資金の貸付 (*1)	2,856	短期貸付金	757
子会社	ノムラ・エー エム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	谷全管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の返済 (*1)	3,081		
							貸付金利息	48	未収利息	9

# (ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社子会社		東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*2)	30,272	未払 手数料	7,148

## (エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
    - (\*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。
    - (\*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

## 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、 ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

# 1.関連当事者との取引

# (ア)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
					(127713)11311		資金の借入 (*1)	177,500	短期	(117313)
親会社	野村ホール ディングス	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会 社業	被所有100%	経営管理	資金の返済 (*1)	185,200	借入金	6,000
	株式会社						借入金利息 (*1)	210	未払利息	3

# (イ)子会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
	ノムラ・エー						資金の貸付 (*1)	6,964	短期	
子会社	エム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の返済 (*1)	5,368	貸付金	2,242
	177						貸付金利息 (*1)	93	未収利息	23

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

子会社	ノムラ・ア セット・マネ ジ メ ン ト U . S . A . インク	ニューヨーク	7,934,529 (米ドル)	投資顧問業	直接100%	-	有償減資 (*2)	4,475	-	-	
-----	--	--------	--------------------	-------	--------	---	--------------	-------	---	---	--

# (ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の 子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任		40,328	未払手数料	7,644

## (エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
    - (\*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。
    - (\*2) ノムラ·アセット·マネジメント U.S.A.インクが行った有償減資の金額を記載しております。
    - (\*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

# 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

# (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

## 1株当たり情報

前事業年度		当事業年度				
(自 2023年4月1日		(自 2024年4月1日				
至 2024年3月31日)		至 2025年3月31日	∃)			
1株当たり純資産額	11,677円62銭	1 株当たり純資産額	13,603円86銭			
1 株当たり当期純利益	5,471円85銭	1 株当たり当期純利益	7,398円11銭			
潜在株式調整後1株当たり当期純利益に	ついては、潜在	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	益については、潜在 │			
株式が存在しないため記載しておりませ	せん。	株式が存在しないため記載しており	ません。			
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	楚			
損益計算書上の当期純利益	28,183百万円	損益計算書上の当期純利益	38,105百万円			
普通株式に係る当期純利益	28,183百万円	普通株式に係る当期純利益	38,105百万円			
普通株主に帰属しない金額の主要な	内訳	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳				
該当事項はありません。		該当事項はありません。				
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株			

## 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の 額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

# 5【その他】

## (1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

## (2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託者

г			
	(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
	野村信託銀行株式会社	50,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<sup>\* 2025</sup>年8月末現在

## (2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
OKB証券株式会社	1,500百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。
株式会社あいち銀行	18,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいま
株式会社大垣共立銀行	46,773百万円	<b>す</b> 。
株式会社筑波銀行	48,868百万円	

<sup>\* 2025</sup>年8月末現在

# 2【関係業務の概要】

## (1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の 保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

# (2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約 金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

#### 3【資本関係】

(2025年3月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

# 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類	
2025年 4月17日	有価証券届出書	
2025年 4月17日	有価証券報告書	

# 独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 一御中

# EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

業務執行社員

~ 公認会計士

長谷川 敬

指定有限責任社員

公認会計士

水 永 真太郎

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用

することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監 査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不 確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し て除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに 入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続 できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及 び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められて いるその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。

以 上

- (注) 1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2025年9月30日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

# EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界分散投資戦略ファンドの2025年1月22日から2025年7月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、世界分散投資戦略ファンドの2025年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもっ て終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

- 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じ て、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並 びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項に ついて報告を行う。

## 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。